

不安や困りごと ひとりで抱え込まずに まずはご相談ください



対面での相談

《住所》

北見市自立支援センター

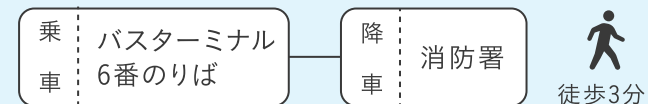
北見市寿町3丁目4番1号
(北見市総合福祉会館内)

《開設日時》

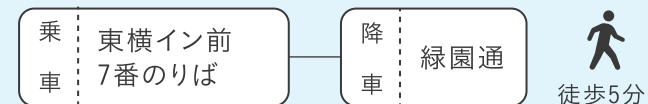
月曜日～金曜日(8:45～17:30)

《バスでのアクセス》

◎緑ヶ丘団地線



◎若葉線



お電話での相談

受付時間(平日 /8:45～17:30)

フリーダイヤル

 **0120-593852**

北見市自立支援センター (専用ダイヤル・有料)

 **0157-57-3686**

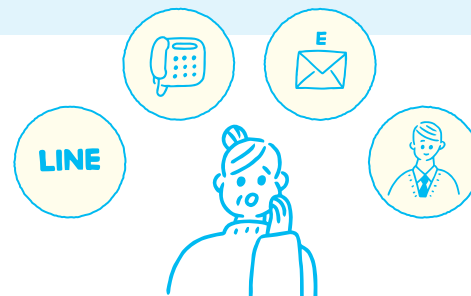
※フリーダイヤルは“生活困窮者等困りごと相談対応事業”として
赤い羽根共同募金の助成を受けて実施しています。



メールでの相談

jiritsu-shien@kitami-shakyo.or.jp

【携帯アドレスのドメイン指定について】
kitami-shakyo.or.jpをドメイン指定受信に設定い
ただくをお願いします。



LINE

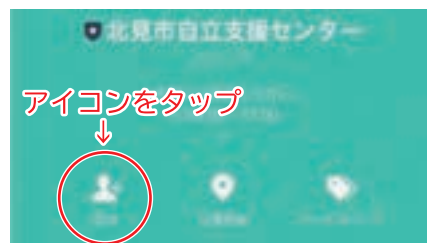
LINEチャット相談受付

LINEチャットで相談を受け付けています。
まずは、お気軽にご相談ください！



QRコードで「友だち追加」

QRコードをスマホのカメラで
読み込むと LINE ページが
表示されます。
「追加」アイコンをタップして
【友だち追加】をお願いします。



北見市自立支援センター
ウェブサイト

借金があって生活が苦しい

どこに相談して良いのか
わからない

家賃を滞納してアパートから
退去を求められそう

ひきこもりの家族のことが心配

収入が不安定で生活費が足りない

子どもに望むような
勉強をさせてやれない

相談無料

プライバシー厳守

匿名相談可能

北見市自立支援センター

 **0120-593852**

社会福祉法人 北見市社会福祉協議会

困りごとを感じたら・・・

北見市自立支援センターにご相談ください

北見市自立支援センターは、暮らしの中の不安や困りごとの総合相談窓口です。

経済的な課題をはじめ、生活の中のさまざまな課題により困りごとを抱えた方に対し、課題の解決に向けた方法を一緒に考え、生活が安定するよう

お手伝いさせていただきます。内容に応じて、課題の解決に必要な関係機関へおつなぎし、連携していきます。

具体的な支援内容

自立相談支援事業

- 不安や困りごとの相談
- 相談者ご自身が取り組むべきことの整理
- 利用できる制度やサービスの案内、手続きサポート、同行訪問
- 関係機関との連絡、調整など

住居確保給付金

離職などによって住居を失った人、または、失うおそれの高い人へ就職に向けた活動をするを条件に、一定期間、家賃相当額（上限あり）を支給します。

就労支援

- 職歴や希望職種の確認、求人情報の案内
- 履歴書作成支援、面接練習
- ハローワークへの同行支援
- 就労後のフォローアップなど

就労準備支援事業（支援プラン作成）

- 生活リズムの改善
- コミュニケーションスキルの向上支援
- 職場見学、職業体験
- 外出の場、居場所づくりほか

家計改善支援事業

- 家計の見直し相談、家計表の作成支援
- 公共料金等の滞納について事業者との調整
- 年金等の公的給付や減免制度の利用支援
- 責務整理のつなぎなど

子どもの学習支援事業（支援プラン作成）

- 子どもに応じた学習支援
- 居場所づくり
- 社会見学、体験活動、交流の機会
- 保護者への相談支援など

主な連携先

- | | | |
|------------------|----------------|-------------------|
| ◎ 北見市役所各種窓口 | ◎ 法テラス | ◎ 基幹相談支援センター |
| ◎ ハローワーク | ◎ 成年後見中核センター | ◎ 障がい者就労・生活支援センター |
| ◎ 北見市社会福祉協議会 | ◎ 地域包括支援センター | ◎ 医療機関 |
| ◎ 地域若者サポートステーション | ◎ 障がい者相談支援センター | ◎ 民生委員など |

※北見市自立支援センターは、生活困窮者自立支援法に基づき、平成 26 年 10 月 1 日より北見市の委託事業として、北見市社会福祉協議会が運営しています。

ご相談方法（相談から支援までの流れ）

1

話す

生活の困りごとや不安についてお話し下さい。
相談は、[LINE](#)・[電話](#)・[メール](#)・[来所](#)・[訪問](#)などでお受けします。



2

考える

生活状況や課題、相談者が取り組むべきことを一緒に整理して、必要な支援を考えます。内容に応じて課題解決に必要な連携機関へおつなぎします。

3

つくる

解決に向けた取り組み内容を一緒に考え支援プランを作ります。



4

取り組む

相談者と一緒に取り組めます。相談者の状況を確認しながら、関係機関とともに連携して支援を行います。

5

安定する

困りごとの解決により支援は終了します。



相談できる方

北見市内にお住まいの方

- ※ 北見市外の方には、お住まいの相談窓口を案内しおつなぎします。
- ※ 生活保護を受給している方は除きます。担当ケースワーカーにご相談ください。